第1287回 高知市教育委員会9月定例会 議事録

- 2 教育長開会宣言
- 3 議事
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 市教委第35号 令和5年10月1日付け人事異動内申の提出について
 - 日程第3 市教委第36号 高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について
 - 日程第4 市教委第37号 高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について
 - 日程第5 市教委第38号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について 日程第6 市教委第39号 高知市少年補導センター運営委員会委員の解嘱について
 - 報告 〇第498回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について の教育長専決処分の報告について
 - ○第498回高知市議会定例会に提出する令和4年度決算認定議案に対する意見について の教育長専決処分の報告について
 - ○高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次 評価案について

松 下

- ○令和6年度使用高等学校用教科書採択に係る資料について
- ○令和5年9月市議会個人質問概要について(教育委員会関係)

4 出席者

(1) 教育委員会 1番教育長

(1)	秋月安貝云	1 雷狄月以	12	1.	歪	
		2番委員	谷		智	子
		3番委員	西	森	P.	とい
		4番委員	野	並	誠	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
		5番委員	森	田	美	佐
(2)	事務局	教育次長	Щ	中	浩	介
		教育次長	植	田	浩	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
		図書館・科学館課担当参事	髙	石	敏	子
		教育政策課長	岸	田	正	法
		学校教育課長	竹	内	清	貴
		学校教育課教育企画監	市	原	俊	和
		学校環境整備課長	髙	橋	直	人
		青少年・事務管理課長	濵	田	真	紀
		人権・こども支援課長	岡	本	政	則

人権・こども支援課生徒指導対策監	藤	原	祐	三
図書館・科学館課長	弘	瀬	友	也
教育研究所長	越	智	知	恵
少年補導センター所長	吉	Ш	佳	余
商業高等学校事務長	葛	目	京	子
学校教育課人事班長	岡	﨑	大	幸
教育研究所教育相談班長	ĮΙχ	谷	美	和
学校教育課指導主事	林	保	U d	ヒみ
学校教育課指導主事	木	村	大	作
学校教育課指導主事	久	保	智	司
教育政策課総務担当係長	栗	本	佳	美
教育政策課主査補	兀	或	真	衣

第1287回 高知市教育委員会 9月定例会 議事録

- 1 令和5年9月25日(月) 午後3時30分~午後5時50分(たかじょう庁舎6階大会議室)
- 2 議事内容

開会 午後3時30分

松下教育長

ただいまから、第1287回高知市教育委員会9月定例会を開会いたします。

日程第1,会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員、お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

本日は議案が5件、報告事項が5件となっています。

議案のうち1件は人事案件であることから、秘密会となりますので、先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員一同

- 【異 議 な し】 -----

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第3 市教委第36号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」 を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第36号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」,説明させていただきます。

本市におきましては、平成31年3月に策定しました「高知市立学校教職員の働き方改革プラン」を、令和4年3月に「高知市立学校教職員の働き方改革プラン【第2期】」として改訂し、現在、このプランに基づき取組を進めているところでございます。そして、取組の進捗状況や成果・課題等について検証し、更なる実効性のある取組を推進するため、「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会」を設置し、必要な方策について協議を行っております。

本委員会は、高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会条例第3条において、高知市教育委員会が委嘱又は任命する委員8人以内をもって組織することとしております。8人の内訳としましては、学識経験者・高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表者・学校関係者・教育委員会が必要と認める者でございます。

4ページの表にありますが、現在8名の委員のうち3名の方が当該身分を失うなどにより委員を辞することとなり、解嘱され欠員となることから、新たに3名を委員として委嘱します。

資料5ページになりますが、3番の斉木委員は、高知市立学校の保護者代表の方です。4番の西田委員は学校長です。8番の溝渕委員は、学校事務の総合的なマネジメントを行う事務長という立場から、学校の教職員の業務の適正化について御意見いただけるものと思います。以上、3名の方が新任となります。残りの方につきましては期間がございますので、引き続き委員をお願いすることになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

いくつか確認させてください。今、働き方改革で、やはり若い世代の方々の考え方や価値観が変わってきていると思います。それから世代や性別、家庭の背景、病気などいろいろあると思います。特に、若い世代の方の意見を取り入れていただけるような方、あるいは、その方が若いというわけではなくても、そういう意見を入れていただけるような方はどういう方でしょうか。

もう一つは、働き方改革は労働者と労働者側の意見ということで、例えば労働組合とかそういう ところからの意見もいろいろ混ぜて議論していただけるなら、それはどの辺りなのかと思いまして、 お伺いする次第です。

学校教育課長

全ての世代を網羅した形にはなっていないと思いますが、主に現場の教員として、教頭先生が統括されている部分もございます。そういった役割を申しますと、教頭先生の立場で入っていただいている方から、その辺りを代弁していただけると考えます。

次に、組合からといいますと、公立学校共済組合の方々ではないですが、高知市の総務部人事課の課長にも入っていただいているというところで、その辺りから御意見をいただけると考えております。

森田委員

ありがとうございます。先日、別の仕事で男性の育休の話になったときに、全国で7割ぐらいの人が言いにくい、気兼ねすると答えていて、それは高知県も例外ではなくて、責任感があるからこそ言いにくいということだと思いますが、是非そういう声を教頭先生に吸い上げていただけるといいのではないかと思います。以上です。ありがとうございます。

松下教育長

ありがとうございました。ほかにありましたらお願いします。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第36号「高知市立学校教職員の働き方改革推進委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教第36号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第37号「高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について」を 議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第 37 号「高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について」,説明させていただきます。

高知市地域学校協働本部事業推進委員会の組織は、「地域学校協働本部事業推進委員会条例」第3条に規定されており、委員10名以内をもって組織することとなっております。内訳としましては、学識経験者、保護者、学校関係者、行政関係者、教育委員会が必要と認める者となっております。

資料7ページですが、現在7名の委員のうち、令和5年1月31日で1名の委員が任期満了となりました。また、2名の委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失ったことから、「高知市地域学校協働本部事業推進委員会条例」第5条により委員を辞したものとみなされ、3名の欠員となり、新たに4名を委嘱することとなります。

今年度は8ページのとおり8名の委嘱することとなります。新任の方4名の選定理由を説明させていただきます。2番の井手委員は高知市立小学校長を務められております。地域コーディネーターと良好な関係を築きながら、地域学校協働活動を展開し、自身もお住まいの地域で地域学校協働活動推進員を務められております。7番の馬場委員は、高知市社会福祉協議会 地域協働課 地域福祉コーディネーター 課長補佐を務められており、子供から高齢者までの支援を要する全ての人を対象として、誰もが住みやすい地域の仕組みをつくるために、住民、行政、事業者が協働して取り組む地域活動をコーディネートされております。8番の山下委員は、健康福祉部 地域共生社会推進課 課長補佐を務められており、庁内横断的な対応を要する課題の情報共有、解決に向けた協議・検討を行っており、地域の社会資源を活かしたつながりのあるまちづくりを進められております。6番の谷委員は、高知市市民協働部 地域コミュニティ推進課 地域コミュニティ推進担当係長を務められ、小学校区を単位として地域内連携協議会の設立を進めてられております。

以上の理由から、4名の方を今回委員として委嘱したいと考えております。 説明は以上です。よろしくお願いします。

松下教育長

説明の中で、委員が7人いて3人欠員と聞こえました。その部分をもう1回説明をしてください。 学校教育課長

失礼しました。資料にございます解嘱になった2名以外に、先に委員を辞されております方を含めた3名が解嘱となり、新たに4名の方を新しく委員とすることにしております。

松下教育長

先に委員を辞されている方を除して7人ですか。

学校教育課長

含めて7人です。

松下教育長

7-3+4で8人ですね。分かりました。 この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

解嘱のところで、消防局から来られた委員さんが解嘱されて、その後は特段消防といった部門からは入られていないようですが、当初入れておられた目的と、今回そこを入れなくても問題ないというところの判断を教えてください。

学校教育課長

消防局に入られました坂田委員さんは、昨年度までは地域コミュニティ推進課におられましたので、委員になられたときは、地域コミュニティ課での御勤務がございました。今年度、新たに消防局に入られましたので、身分を失ったということになっております。

西森委員

はい。よく分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第37号「高知市地域学校協働本部事業推進委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第37号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第38号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題と します。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第 38 号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」、御説明いたします。 趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱を行うものでございます。高知市い じめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例 に基づき、平成 27 年 11 月に発足し、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連 携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめ の防止等のための効果的な対策を推進することを目的としております。委員は、条例に定める 12 の機関・団体から御推薦をいただき、任期は 2 年以内、ただし、再任は可能となっております。

今回,新たに委嘱させていただく方は,資料 10 ページの名簿のとおりでございます。この中で,再任は 11 名,新任が 1 名となっております。今回初めて委嘱いたしますのは,名簿の 10 番,高知商業高等学校 P T A理事の野中真千子委員でございます。新しい委員の委嘱期間は,令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までとしております。

御承認をよろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第38号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

- 【異 議 な し】 -----

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第38号は原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第39号「高知市少年補導センター運営委員会委員の解嘱について」を議題と します。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター所長

資料は11ページ,12ページになります。

日程第6 市教委第39号「高知市少年補導センター運営委員会委員の解嘱について」でございます。高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育・青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等から推薦していただき、委員を委嘱・任命させていただいておりまして、今年度は23名でございました。

しかし、令和5年8月19日、少年補導センター運営委員地区補導委員地区長会会長の大久保正司委員が不慮の事故によりお亡くなりになられました。本来であれば、委員の解嘱に関することは、教育委員会に諮ることになっていますが、今回は、お亡くなりの日が解嘱の日となりますので、高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項に基づき、教育長専決により解嘱を決定いたしました。また、同条第2項により、専決したときは教育委員会に報告し、承認を得なければならないこととなっておりますので、本日お諮りするものです。御審議をお願いいたします。

大久保委員の委嘱期間は,高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき,委嘱等の日,令和5年5月25日から令和5年8月19日まででございました。

なお、後任の地区補導委員地区長会会長につきましても、9月中には決定すべく個別に相談させていただいておりますので、決定次第委嘱させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

松下教育長

この件に関して, 質疑等はありませんか。

あらゆる面で学校教育に対して御尽力をいただいていた方で、本当に残念です。専決をさせていただきましたので御報告になります。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第39号「高知市少年補導センター運営委員会委員の解嘱について」の報告の承認については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

松下教育長

御異議なしと認めます。よって, 市教委第39号は原案のとおり決しました。 続いて報告事項です。

「第498回高知市議会定例会に提出した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」,事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

お手元にお配りしております「令和5年9月 市議会定例会 提出議案一覧(教育委員会所管分)」と書かれた資料を御覧ください。

教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は、補正予算議案1件でございます。 予算議案の「施設整備費」の内容としましては、高知商業高等学校北舎の屋上防水層が老朽化に より破損しており、4階の教室では雨漏りが発生しているため、その修繕を行うものでございます。 経過としましては、令和4年11月の長寿命化実施計画策定業務の中間報告におきまして、北舎 の屋上防水層の破損について把握をしていましたが、雨漏りは発生していなかったため、北舎の長 寿命化工事を優先して実施することで、防水層の破損に対応することとしておりました。しかし、 令和5年6月に、北舎4階の音楽室で雨漏りによって天井仕上材が一部崩れ落ち、屋上防水層の塩 ビシートの破損が複数箇所に広がっていることを確認いたしましたため、このままにしておきます と、学校活動に支障が生じることに加え、躯体の劣化を早め北舎の長寿命化可能という判定にも影響を及ぼす可能性もあることから、補正対応をお願いし、急ぎ修繕を行いたいと考えたものです。 現在は応急措置としまして、破損した塩ビシートの部分補修を行っております。

工期につきましては、4か月を予定しておりますが、屋上のみの工事となりますため、学校運営は通常通り行うこととしております。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して,質疑等はありませんか。

西森委員

今回は雨漏りし初めて対応するという形だと思います。余裕を持った対応をしようと思ったら、ほかにもあると思いますが、やはり予算の関係で無理があるのでこういう形になったと想像しております。そういう意味では、他の小学校、中学校がどうなんだろうと心配にはなりますが、雨漏りになってからでないと対応できないのでしょうか。

もう一つが、音楽室のここで落下したと言っても、ここにちょうど子供でもいたら異なりますが、恐らくリスクが少ない場所と思います。ほかの学校で、例えば4階に教室があるところもあれば、子供がよく活動するような場所で、落ちないとも限らない気もします。そういう意味では、防水シートや屋上が剥がれていそうな学校がほかにあるのかどうかということと、把握はされているのかということをお聞きしたいと思います。

学校環境整備課長

小学校、中学校でも、学校の先生が気付いて言われる場合もありますし、3年に1回の建築基準 法第12条の点検の際に建物全体を見ますので、そこで指摘を受けて修理をする場合もあります。

西森委員

小中学校で、同じように防水シートがちょっとまずいというところは何ヶ所かあるものですか。 学校環境整備課長

件数は今把握していませんが、一定経過年数が経っている学校はその可能性もあると思います。 西森委員

全部を万全に予防的にということは難しい状況だと十分承知はしているつもりですが、3年に1回の点検で防水シートが剥がれていることが分かれば、こちらに上がってくると思いますし、その箇所によっては、その下に何があるのかというのも把握して見ていただいて、人身の事故になる前にできるだけ急いでいただいたらと思う次第です。お願いいたします。

学校環境整備課長

ありがとうございます。

教育政策課長

補足ですが、例えば、昨年度に学校環境整備課が業務の中で高知市の公共建築課と一緒に学校の 屋上などを見に行きまして、翌年度予算の調査をしておりましたところ、劣化が早まっているとい うことで、補正予算を組んだこともございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

次に,「第498回高知市議会定例会に提出した令和4年度決算認定議案に対する意見についての 教育長専決処分の報告について」,事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

決算認定議案について御報告いたします。資料は「令和4年度教育費概要(総括)」と書かれた 資料を御覧ください。

まず、「1 教育費歳出決算総括」の表ですが、令和4年度は予算額10,419,791,000円に対しまして、決算額8,688,905,000円となっております。令和3年度との決算比較につきましては、下の表「2 教育費項別歳出決算」の右から2列目、「増減額」という欄の一番下を御覧ください。対前年度比は829,955,000円の減額となっております。

主な増減につきましては、2ページ、3ページの「資料2」を御覧ください。2の「小学校費」にございます、「学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金」において、増額となっております一方で、1の「教育総務費」にございます「GIGAスクール構想推進事業費」において、一人1台端末の購入が令和3年度で完了したことや、2の「小学校費」にございます「大規模改造事業費」のうち、老朽化対策事業が令和3年度で財源となる国費のメニューが終了したことにより、大きく減額となっております。

1ページに戻っていただき、上の表の中ほどを御覧ください。翌年度、令和5年度への繰越額についてです。単年度予算を翌年度へ繰り越します明許繰越しは、11事業で1,343,962,000円となっております。これは、国の交付金を活用して実施しております、学校のトイレの洋式化を行う「大規模改造事業」のほか、外壁改修工事やバスケットゴール及び照明器具の落下防止対策を行う「防災機能強化事業」などを前倒しして、令和4年度に予算措置したことなどによるものです。

次に、予算額から決算額と翌年度への繰越額を差し引いたものが不用額ですが、令和4年度は、386、924、000 円となっております。不用額につきましては、その主なものを4ページの資料3に記載しております。資料3の備考欄にお示ししております主なものの合計は、資料に表示はございませんが、325、782、000 円で、不用額全体の84パーセント余りを占めております。このうち2項「小学校費」及び3項「中学校費」の、3目「学校建設費」にございます「大規模改造事業費」や「防災機能強化事業費」などの事業につきましては、工事の入札で請負差額が発生したことにより多額の不用額が生じたものでございます。また、2項「小学校費」及び3項「中学校費」の、2目「教

育振興費」にございます「要保護・準要保護児童生徒対策費」については、コロナ感染症の影響を 受け学校行事が縮小されたことにより生じたものでございます。

1ページの資料1に戻っていただき、上の表の一番下の執行率の欄を御覧ください。以上の結果、 決算額を予算額で除した執行率は83.39パーセント、繰越額を含めた執行率では、96.29パーセントとなっております。

以上が令和4年度の教育委員会所管事業の決算の概要となります。よろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

執行率の「(b)+(c)/(a)」の 96. 29 パーセントについて、これが 100 パーセントの差であるところの 3.71 パーセントが不用額に相当するということでしょうか。全体があって、翌年に繰り越した額があって、結局使わなかった額があって、この分が執行率で言うところの 96. 29 パーセントの反対側の使わなかった値に相当しているということでしょうか。

教育政策課長

そうなります。

西森委員

多少誤差が出るということですね。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

次に,「高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価における事務局一次評価 案について」,事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

議案の14ページをお開きください。高知市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきましては、趣旨に記載のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくもので、効果的な教育行政の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすため毎年実施しているものです。

今年度は昨年度同様、GIGAスクール他2項目の点検評価を行うことについて、6月の定例教育委員会で御承認を頂いております。本日は事務局で行いました一次評価案について、お手元の資料によりまして、各担当から御説明を申し上げますので、御意見を頂戴できればと考えております。また、今後のスケジュールですが、表示がございませんけれども、本日の御意見を踏まえまして修正したものを、予定では今週末あたりに点検評価委員にお渡しをして、10月中下旬を目途に、御意見をいただくように予定しております。その後、点検評価委員からいただきました御意見を、11月臨時教育委員会で報告させていただき、再度御意見をいただければと考えております。最終的には、11月の定例教育委員会に事務局の案を提案させていただく予定となっております。

以上になります。

松下教育長

それでは各事業について1項目ずつ事務局から説明をお願いします。

初めは、①「GIGAスクール構想推進事業」についてです。

学校教育課教育企画監

それではGIGAスクール構想推進事業につきまして、資料3ページの様式2から御説明いたします。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、令和2年度より点検・評価の対象事務として挙 げられ、現在に至っています。

まずは、1 Plan (計画) につきまして御説明いたします。中央教育審議会では、令和3年1月26日に「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、

個別最適な学びと、協働的な学びの実現~」を取りまとめ、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、ICTは必要不可欠」とし、ICTを最大限に活用し主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善にいかしていくことが重要であるとしました。これは、個別最適な学びと協働的な学びは、ICTがないと実現が難しいということで、極論にはなりますが、ICTを活用していない授業は、個別最適な学びと協働的な学びが実現できていないと解釈しております。このようなことを背景に、本市では、令和4年度より教育委員会に設置したGIGAスクール推進プロジェクトチームが中心となり、ICTを文房具のように活用した、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と、学校と家庭での学びを往還させる取組を進めているところであります。このため、本年度につきましては次の3点を目標にしております。一つ目、高知市立学校60校60通りのGIGAスクール構想が全ての学校で策定、公表され、それに基づいた取組が展開されるよう支援を継続する。二つ目、全ての小・中・義務教育学校で日常的な一人1台端末の家庭への持ち帰りと、家庭と学校の学びをつなげる取組を推進する。三つ目、GIGAスクール推進モデル校及び研究推進校を指定するとともに、公開研究会やフォーラム等を通じて実践事例の共有及び横展開を図る。

次に, 2 Do(実施)について御説明いたします。まず, ①の高知市立学校 60 校 60 通りのG IGAスクール構想につきましては、7月末までに各学校のGIGAスクール構想が策定されまし た。8月末には、各学校のウェブサイトにて公開しております。各学校ではこの構想に基づいて、 取組が展開されるようになっているところです。次に、②の日常的な一人1台端末の家庭への持ち 帰りにつきましては、全ての小・中・義務教育学校で一人1台端末の家庭への持ち帰りが実施され るようになっており、日常的な持ち帰りが定着しつつあります。しかしながら、令和5年6月末現 在,毎日の持ち帰りを実施している小学校・義務教育学校前期は約41パーセント,中学校・義務 教育学校後期は約53パーセントに留まっています。先日の高知新聞の紙上にて「過去の学テの成 績とアンケートの分析では,家庭学習が長い層ほど正答率が高いという相関がある。近年更に深刻 なデータが追加された。勉強を「全くしない」という割合が増えているのだ。勉強しない子が目立 ち始めた高知の子供。家で何をしているのだろう。」という記事がありました。家庭学習の充実と 定着は、本市においても非常に大きな課題となっていますので、一人1台端末を家庭学習のツール として有効に活用していくことを一層推進していく必要があると考えています。③のGIGAスク ール推進モデル校及び研究推進校につきましては、昭和小学校と城西中学校をGIGAスクール推 進モデル校に、旭小学校、旭東小学校、一宮小学校、潮江中学校、三里中学校の5校を研究推進校 として指定しました。その上で、公開授業研究会を開催し、他の学校への普及を図ることはもちろ んのこと、各学校で月1回の定例会を計画的に開きながら、GIGAスクール構想の推進を図って いるところです。しかしながら、学校ごとにその取組内容には差があり、一人1台端末の持ち帰り 状況や学習内容等にも隔たりが生じているため、取組が進んでいない学校には研修の機会を提供す るなどの底上げが必要となっているのが現状であり、課題になっています。

以上のようなことなどから、一次評価としましては、達成度は、ほぼ目標どおりの成果を上げておりB。方向性としましては、取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要があることからbとしております。

今後のAction (見直し) としましては、一つ目、各学校のGIGAスクール構想の内容確認を行いながら、情報教育学校支援アドバイザーを中心に全60 校へ訪問し、現状把握と研究推進のための支援を行ってまいります。二つ目、全ての小・中・義務教育学校を対象に一人1 台端末の持ち帰り状況を毎月確認し、家庭学習の状況についても実態把握と個別支援を行ってまいります。三つ目、GIGAスクール推進モデル校での公開研究会を行うとともに、研究指定校にて定例会を行い、GIGAスクール構想の進捗について協議を行います。また、研究推進及び活用推進の観点から底上げが必要な学校への支援を実施してまいりたいと考えております。

以上が、一次評価案になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松下教育長

①「GIGAスクール構想推進事業」について事務局から御説明いただきました。この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

端末の持ち帰りについて、毎日実施するというのが現実的なのかどうかという疑問があります。 小学一年生の子が教科書を持って帰ってくる中で、毎日重さのある端末を持って帰るというのはちょっとかわいそうな気がします。大人の場合もパソコンを持ち歩くのか、紙の資料を持ち歩くのか、両方を持ち歩くというのは一番効率が悪いと思います。最近は会議資料も全部入ったパソコンを持ち歩いているので、スリムにスマートにできているというのがあるかもしれませんが、教科書と端末を両方となると、なかなかきついものがあると思います。その辺りのところで、持ち帰っていない学校がそこそこあるということは、やはりそこに何かの理由があるのではないかという気もしますので、その分析があれば、今の段階で教えていただきたく、まだ分析までは至っていないということであれば、考慮に入れていただきたいと思ったところです。

ちなみに、端末は何キロありますか。

学校教育課教育企画監

本市が採用しています端末につきましては、約1.2キロでございます。

実際、小学校低学年の親御さんからは、重いという御意見をいただいているのは事実です。学校には、授業に関して御配慮くださいとお願いをしています。その中で、負担がない可能な限りの持ち帰りを実施していただきまして、家庭学習の充実、それから授業との関連を作るための宿題だけでなく、課題意識を持った学習、あるいは学び方を学ぶ学習をしてくださいというような話をしているところでございますが、取組を始めたばかりということもございまして、いろいろな課題がたくさん出てくると思います。以上です。

西森委員

非常に悩ましくて、パソコンがある家、パソコンはないけどタブレットがある家、スマホしかないからやっぱり無理だという家があると思います。何年か前にも Wi-Fi があるかないかということで議論がありましたし、Wi-Fi がある家ならデータで飛ばせば一番いいとも思ったり、紙ドリルのものを全部廃止してその分だけでも軽くしてなどと考えますが、「あそこのお家は家にパソコンがあるから持って帰らなくていい」となるのもかわいそうな話なので、一律にやらざるを得ないわけだと思います。狭い学区と、遠い所だと片道 30,40 分かけて歩いて、坂道上ったり下りたりする子たちもいる。毎日持ち帰るというのはちょっとという気がしましたので、御検討をお願いします。

谷委員

この「日常的な持ち帰り」という意味について、毎日持って帰って必ず家でやってということで すか。「日常的」というのはどう捉えていますか。

学校教育課教育企画監

おっしゃるとおり「日常的」という言葉の定義について、教育委員会は毎日とは言っておりませんが、毎日を目標とはしております。家庭によっては、自分専用の端末があり環境が整っていて、今やっている Google のアプリがきちんと動くような御家庭につきましては、必ずしも全員が持ち帰らなくてもいいとしております。その辺りは、学校のそれぞれ個別の事情がございますので、そういったところを勘案して、適切に御判断をいただいているところでございます。

谷委員

文科省の方向としては、毎日持ち帰るということですか。

学校教育課教育企画監

文科省も持ち帰りを推奨しております。

谷委員

毎日持ち帰ることを推奨しているということですか。

学校教育課教育企画監

毎日とは明言しておりません。

松下教育長

文科省の中でも、「日常的」という言葉が使われているということです。少なくとも、毎日必ず 持ち帰りなさいという指針ではないので、先ほど言われたように、学校の中での裁量の部分があっ たり、地域性があったりというようなところはある。高知市教育委員会は「日常的に持ち帰りをし ましょう」という言葉を使っているということです。

谷委員

毎日持って帰らないといけないとなると、学校現場も困ると思います。ある程度の裁量は、各学校に任される面はあると捉えていいですか。

学校教育課教育企画監

我々としましては、これを文房具のように毎日使っていただきたいということから、毎日持ち帰ることを一応目標としております。学校によっては、そこまで至っていないというところもございますが、今のところは半分近くの学校が毎日持ち帰っているというような状況になっています。ただ、これは抽出した学年の結果になりますが、低学年については厳しいところになっております。

谷委員

特に低学年というところになるかもしれませんが、ノートに書いたり、教科書を読んだり、そういう家庭学習も大事だと思います。ただ、そればかりやらないといけないというとそうではないと思いますし、学校でもそういう面を大事にしたいという思いもあるのではないかと思います。

「日常的」という言葉について、市教委としてはこう捉えているという話を、学校と分かり合う ことは大事と思いました。ですので、何が何でも毎日持ち帰るとはならなくてもいいのではないか という気がします。

西森委員

持ち帰りを絶対のこととして数値目標にしてしまうと、動かしにくくなってしまうので、方向性はそれでいいと思いますが、これを数値化して、このアクションにして目標にするのかというところに、少し疑問があったというところでございます。手書きの効用もすごく言われるし、ただ一方で、子供たちが大きくなる頃には、パソコンを打てないと話にならない。「そんなにタイピングが遅くて何をやっているの」というぐらいの時代になると思うので、それができるようにならないといけない。持ち帰りという形でしかできないのかとなったとき、例えば小学校でやっていただいた放課後学習室で、1時間ぐらい残って勉強させてもらうというのがあったと思いますが、ああいう形で、1時間残ってやったら持ち帰らなくてもいいなど。極端に言うと、家の中でやらなくてもいいわけです。ですから、そのような形で少し時間を作るとか、お家にパソコンがある子はお家でやってもいいとか、そういうような代替的な工夫も、もしかしたらできるとも思いました。思い付きとしては簡単に言いましたが、実行としては結構大変だと思います。個別に子供たちの発育などで、教科書は日々重くなって、ランドセルもどんどん大きくなっていて、あれが背骨の発育の上でいいのかということが言われる中で、1.2キロを必ず持ち帰るということを義務化してしまっていいのかというところの疑問はございますので、アクションの中でこの数値目標にするかどうか、そこが気になっております。

谷委員

表記は、「どこの学校も日常的な家庭への持ち帰りを実施する」でいいと思いますが、その捉え 方として学校と話をしておくことが大事だと思います。

それから、全体的に見て、「事業の目的」「事業の概要」「達成すべきレベル」「成果」が整理されていて、分かりやすくまとまっていると思いました。後の2項目についても思いましたが、昨年までと比べてはいけませんが、すごく分かりやすくなっていると思いました。

私が一つ気になるのは、他のところにも少し絡みますが「本事業の評価基準」です。本事業の評 価基準について,この事業そのものの目的や概要を進めていく,その達成度はBでいいと思います。 ただ、方向性が非常に難しいです。この事業の方向として今やろうとしている、例えば「達成すべ きレベル」の1から3までの方向性としては、私はいいと思います。ですので、ここの方向性はa ではないかと思います。方向はいいけど,それを進める上でまだ不十分なところがあるとか,会議 をしないといけないとか、見直しや修正をしないといけない部分があるとか、それは全体の方向性 とは違うような気がします。もし方向性が b であるならば、逆に大変なことになります。事業の概 要や達成すべきレベル、いろいろなものを全て見直すことになります。昨年までも方向性はaでし た。我々が進めているのは見通してこうやっていくというのはいい,ただそれが完全に達成されて ないから修正するところはこんなところだと,そういうことではないかなと思います。大きな全体 的なものになるので申し訳ないですが、そんなことを思いました。あまり変えると、方向性が昨年 から大きく変わってしまい、それはまずいと思います。根本から見直さないといけないという気が します。この様式2は冊子には出ないと思います。この上のCheckにある「少し見直しが必要 である」という部分ではなく、私が言っているのは全体の評価の方向性です。 A 4 の様式 1 の表裏 にありますそれは、この事業として、市教委としてこの方向性は間違っていないと思うということ でいくべきではないかなという気もしますが、これを変えると、ほかも変えないといけないと思い ます。様式2のCheckとはまた若干違うような気がします。この全体の点検評価というのは, 市教委がやろうとしている事業の方向がいいのかどうかということなので、それがりということで は、後になって大変なのではないか、それは違うのではないかという気もします。

松下教育長

a は「現状の取組の方向性は良く,このまま事業を継続する。」で,b は「現状の取組の方向性は良いが,事業手法の改善等を行う必要がある。」となっています。

谷委員

家庭学習の状況把握をもう少しするとか、協議を行うとか、そういうことは方向性とは違うように思います。

森田委員

例えば方向性 b を a にすると考えた場合,この副題の中で,「学校と家庭の学びをつなぐ」というところがあります。Actionomeo(1)(2)(3)とありますが,Actionomeo(2)のところで,児童生徒や保護者への個別指導がどこまでできているか。「持って帰っても端末を使っていないんですよ」とか「どうして家では端末を使わないんですかね」とか,そういうことを聞いたりするので,親にも聞いてみる。学習の状況というのは外部の調査でも見えてきます。昨日か一昨日の高知新聞でも出ていましたが,何となくそういうのは分かっていますが,個別に懇談会で,親にここどうですかと聞いてみるとか,何かそういう踏み込んだものをもう少し入れたりしながら,そういうのを充実させて方向性を a でやっていくというのもあるのではないかと思いました。

西森委員

家に持って帰ってもやらないことを考えると、学校で見てもらいながらやった方がいいと思います。

事務局のお考えを確認させていただきたいと思いますが、方向性の a は、ほぼ手直しのしようがない、このまま数値が上がるまでいくというようなもののイメージがあります。それでも、毎年 a にしても、一応 P D C A サイクルを回すという感じで、課題を見つけてやっています。方向性がいい中で、授業手法の改善を行う必要があるものだと判断して b にされているということで、授業手法の改善はこの中でどの部分が該当するのかお考えですか。それがあるなら確かに b で、それは授業手法の改善とは言わないのではないですか。今までの取組を更に強化という感じであれば a でもいいと思いますが、授業手法の改善というのはどこを考えておられますか。

学校教育課教育企画監

授業手法の改善の部分につきましては、各学校で大なり小なり隔たりが生じております。改善していくために、今までやってきた手法で良かったのかということも含めて、修正が必要ではないかと検討しております。

西森委員

ここで具体的に手法の改善をされているわけではなくて、そういう問題意識を持たれて、もう少 しやり方を変えていくべきではないかと考えられているイメージですね。

学校教育課教育企画監

はい。

西森委員

今までやっていることの延長で、より強化をするということではない。延長でより強化していくのであれば、恐らくaでいいと思います。今までやっていないことをやらないとか、今やっていることはちょっとやり方が違っていたというのであれば、bに落とさないといけないと思います。ここに書かれている「現状把握と研究推進のための支援を行う」という現状把握は、常に分析なので、これはその手法の変更ということにはならないと思います。研究推進ための支援も、今までやってきたことです。より強化していこう、そういう問題意識持って評価していこうということと思います。

谷委員

おっしゃるとおりと思います。私もそういうことを言いたいです。大々的に、達成すべきレベルを本来的にやったけれども変える、そういうことになると、市教委が判断してbに変えた方がいい。 基本的にやろうとしていた授業を変えるということであれば、bになると思います。

西森委員

現状把握をしながら、少し弱いところをてこ入れしていくというようなことであれば、恐らく手 法の改善というほど大々的なものではないという気もします。とすると、a でもいいという感じも しました。ちょっと微妙なラインです。

松下教育長

Actionの三つを読む限りは、手法の改善ではないと思います。今までやってきた方向性が間違っているから変えるのではなく、方向性はいいけれど、手法の改善を行う必要があるというようにはこのActionは見えない。先ほど森田委員が言ってくださったように、変えるのであれば、例えば保護者の意見を聞くような場面を作るとか、これまでとは違うことを入れないといけないのではないかということです。矢印のような方向性ではなく、その方向性のためにやってきているものを変えるのであれば b でいいけれど、いい意味で変わっていないのであれば、方向性はあえて a にすべきではないか。a でいいのではなく、b にしてはいけないのではないかということです。

谷委員

「事業の目的・概要等」は、方向です。我々の目指すものは変えなくてもいいのではないかと思います。

野並委員

もう一度伺いたいのが、国が端末の持ち帰りを推奨しているということですか。

学校教育課教育企画監

はい。

野並委員

そうなると本来はすごくおかしな話で、先ほど西森委員がおっしゃったように端末は重いです。なぜスマートフォンが流行ったかということも考えると、1.2 キロという重いものを持たせるということを国が推奨しているということですよね。暗証番号だけでどこでもできるというところ、マイナンバーカードもそうです。やはり私も他の委員の方と同じで、持ち帰りの状況を確認すること

がメインになってはいけないと思います。要は家庭学習の状況を知るため、把握して個別支援を行うことが大事なので、この言葉が主になって、後の方が崩れてしまうような気がするので、もう少しここを何か別の書き方にするといいのではないかと思います。

それから方向性をbにするかaにするかについて、おっしゃったように、方向性はおかしくないわけですから強化ということになると、やはりaではないかという印象がありますけれども、ただ国がそれを言っているということですから困りました。もっと軽くしてほしいです。

西森委員

0.8 キロまで軽くしてみましたがどうですかと言われましても, 持ち歩くかと言われると, やは りスマートフォンがいいと思ってしまいます。正しいことであれば, 物申してもいいわけですよね。

松下教育長

一つは、方向性を a にするか b にするかということ。もう一つは、持ち帰りの実施については、国の方針なので教育委員会としては譲れないところですが、持ち帰り状況を毎月確認するということが Actionになっていることについては、Actionではないので、点検はしたらいいけれど点検することではなくて、実際に子供たちに力を付けるためにどういう Actionをするかという話です。端末を持って帰って、どうやって力を付けたかということが一番難しいですが、今のままだと、国が言うから教育委員会が学校に持ち帰るように言っているということになって、それを毎月教育委員会がチェックしていますということが Actionになっています。それが Actionではないのではないかという御意見だと思いました。そこのところをもう一度考えることができる時間はありますか。この場で決めないといけないですか。

教育政策課長

今日いただいた御意見を踏まえて、もう1回教育委員会にお諮りする時間もあるのではないかと 思います。

松下教育長

では、ここは考えていただいくことにします。やろうとしていることは間違っていませんが、表現の仕方について、変更したところを各委員さんに持ち回りで報告していただくという形でどうでしょうか。

それから方向性については、皆さんの御意見をお聞きしていましたら、aの方がいいのではないかと聞こえましたが、よろしいでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

松下教育長

それでは、方向性についてはaに決定しました。

Action o(2)「一人1台端末の持ち帰り状況を毎月確認し、家庭学習の状況についても実態把握と個別支援を行う。」というところの表現を工夫し、持ち回りをした後、新しく任命される評価委員の方に提出して、評価をいただくという形でよろしいでしょうか。

西森委員

今の点で少しよろしいですか。(2)で「一人1台端末の日常的な家庭学習への活用状況を毎月確認する」という言葉でどうでしょうかと思いました。

もう一つが、放課後学習教室は何の扱いになりますか。家で宿題をやろうとしても、なかなか難 しかったりするので、学校でやって帰ろうということで、親としては非常に有り難い取組だと思い ますが、家庭学習の代替とか補完措置というイメージですか。

学校教育課教育企画監

はい。実際、家庭ではやらないお子さんも学校に残って、学校の環境の中で家庭学習をするというような状況もあります。

西森委員

文科省や世間の方がどう言うか分かりませんが、「日常的な家庭学習への活用状況」というふうに言って、それを子供さんによっては、重いのが嫌な子は毎日1時間残ってやっているという形であっても、場所は学校ですが、家庭学習に活用していると評価しても間違いではないということですよね。ですので、今そういうふうに思ったのは、「一人1台端末の日常的な家庭学習への活用状況を毎月確認する」という形でどうかと思いました。

松下教育長

御意見いただいた上で、もう1回確認をしていただいてよろしいでしょうか。方向性についての話も、この後の2項目にも出てきそうなので、次へ進ませてください。

続きまして ②「不登校対策」について、事務局からの説明をお願いします。

教育研究所長

資料4ページの様式1を基に御説明いたします。事業名は「不登校対策」,副題として「切れ目のない組織的な不登校支援体制づくりの推進」としております。

事業の目的としましては、本市では、中学校1年生での新規長期欠席の出現率に歯止めがかからない状況が続いておりますことから、校区内の小学校及び中学校の不登校支援担当者が中心となり、不登校支援に係る小中連携、小小連携の在り方を見直し強化することで、中学校1年生の新規長期欠席出現率を抑制することを目的とし、切れ目のない組織的な不登校支援体制づくりの推進を目指します。

事業の概要としましては、県の指定事業を受けております四つの中学校区8校におきまして、重点的に研究実践を行い、その研究成果を高知市モデルとして広く発信・普及することとしております。具体的には一つ目の後段に記載しておりますように、指定校が校区内における組織的な支援の充実や、不登校支援に係る小中連携、小小連携の在り方を見直し、強化を図るための実践研究を行うこととし、教育研究所の指導主事が定期的に各学校の支援会に参加し助言を行っております。

二つ目としましては、指定校における担当教員が中核となって取組を推進することができるよう、合同研修会の実施や、日常的な連携の在り方に関する研究を支援し、その成果を発信・普及いたします。

達成すべきレベルとしましては、一つ目として、中学校1年生の新規長期欠席者数の出現率を、令和5年12月末時点で、昨年12月末の数値2.96パーセント以下にすること。二つ目として、高知市立小・中・義務教育学校における90日以上欠席している全ての不登校児童生徒が、学校内外の関係機関等による相談や支援につながっている。このことを評価指標としております。

現在の成果といたしましては、まず一つ目として、令和5年7月末時点で、中学校1年生の新規長期欠席者数の出現率は0.33パーセントと、現時点で昨年度の同時期と比較して抑制することができております。各学校では年度当初の研修会や定例の支援委員会等におきまして、教職員間で不登校の状況を分析し、経年での傾向をつかみながら、未然防止の対策などについて協議し、取組を進めております。二つ目として、令和5年7月末時点で、30日以上欠席している全ての不登校児童生徒が、学校内外の関係機関などによる相談や支援につながることができております。各学校における組織的な対応力の向上や、定例の不登校支援委員会の開催の定着により、担任が一人だけで抱えることなく、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどから助言や見立てをもらうなど、相談支援体制が構築されていることも成果として上げられます。現時点での課題としましては、本市では小中連携については以前から取り組んできておりますことから、教職員の小中連携に対する意識は比較的高いものの、不登校対策に関わる実質的な連携という点では校区間に差が見られております。また、小中連携に比べて校区内における小小連携の必要性や取組についても意識の差がありますことから、引き続き、校区内における小中連携を充実させるとともに、効果的な小小連携の在り方について配置校を中心に研究を進めていく必要があると考えております。

このような課題を踏まえまして、今後の取組といたしましては、7月に実施しました研修会で、各校の不登校支援担当者が中心となって作成しました年間計画を基に、学校間で共通の支援策を具体化し、一貫性のある支援を行っていただくよう働きかけを行ってまいります。また、校区間で連携し実践した効果的な取組について、引き続きリーフレットや研修会等で発信していくよう考えております。さらに、中学校に進学する際の環境の変化によって子供たちが感じる不安などを軽減するとともに、不登校の子供たち一人一人の状況に応じた連続性のある支援を行うことができるように、指定校を中心とした研究の成果を基に、高知市モデルの「引継ぎ支援シート」を作成し、効果的な取組を定例の校内支援委員会や研修会等を通して発信していくよう考えております。

また、中学校1年生で新たに10日以上欠席している生徒につきましては、引き続き、校内支援 委員会や研修会、リーフレットなどを通じて、早期発見・早期対応に向けた必要な支援を組織的に 行えるよう働きかけてまいります。

評価としましては、達成度はほぼ目標通りでありBとし、方向性は先ほどの御意見も踏まえまして、今までやってきたことの評価というふうに捉えると、方向性をaとさせていただいて、御審議をいただけたらと思います。概要といたしましては、現時点で新規の長期欠席者数の出現率が、昨年度より抑制されていることや、定例の不登校支援委員会にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加するなど、相談支援体制が構築されていること、また、指定校の取組や成果等は、随時、研修会やリーフレットや校長会等で発信しておりますことから、このように判断いたしました。説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

松下教育長

先程のGIGAを踏まえて、方向性についてはaに訂正をさせていただいて審議をお願いしたいということでございます。御意見をお願いいたします。

谷委員

「4 今後の取組」の2行目,「年間計画(連携するするカレンダー)」が面白いと思いました。 これについて,説明していただいたらと思います。

教育研究所長

ありがとうございます。「連携するするカレンダー」という名称を付けております。それぞれ各学校が校区間で、7月の研修会でどのように不登校支援に関わって考えていくのかということを話し合っております。それを具体化したことで、月別に誰が何をするかということを可視化したものになっております。

谷委員

すごく面白いです。こういうちょっとしたことがすごく大事だと思います。

野並委員

各学校、校区で実施しているということですか。

教育研究所長

はい。全ての校区でしております。

谷委員

小中連携, 小小連携ですね。面白いと思います。

松下教育長

ほかにありましたらお願いいたします。

西森委員

特に違和感というか、先ほどの方向性を直していただきましたし、よろしいのではないかと拝見しております。

今の9月の段階で、速報値がどうなっているか分かれば教えてください。

教育研究所長

現時点では把握しておりません。

西森委員

分かりました。

森田委員

見直しのところで、小学校と小学校が情報を共有して、あるいは、小学校の時はこうだったので 中学校ではこういうことに気を付けてという連携を学校はきちんとやっているので、保護者の方に 何か不安のあることは言ってきてください、あるいは、おせっかいかもしれませんが、こちらから いくというような、その辺りの見直しはここに入っていますか。子供は不登校になると自分のせい なのではないかとか、親が孤独になったりします。スマホがあったとしても、なかなか言いにくか ったり、親の心の支えをどの辺りでやってもらえるのかと思いました。

教育研究所長

この不登校対策だけでなく、支援センターとか総合的なものになってくるかと思いますが、この 事業の中でも小小連携の取組の中、あるいは、不登校支援対策の中で保護者との連携や不登校支援 対策委員会の中でもスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携をしております。 そういったところから、保護者への支援、子供を通して保護者への働きかけになっているのではないかと思っています。

森田委員

そういうのをきちんと学校がやっている。不信感なく、やってくれているのかと思われないよう にお願いします。ありがとうございます。

西森委員

何回か前の御説明で、今後は新規出現率を抑えていくことも大事だけれども、不登校になったけれど学校へ戻ってきたというようなことも大事で、そこは結構いい数字もあるというお話がありました。そのことをどこかに書き加えることはできませんか。親からしても心強いお話なので、今は真っ暗に見えるけど出口があるらしいというようなところがいいと思いましたが、なかなか書き加えるのは難しいですか。

松下教育長

1.5倍のことですよね。

教育研究所長

その調査結果が挙がってくるのが、12月時点ではなかなか間に合わないというというところです。 市の調査も3月になっておりまして、その数値をこの中に入れ込むことが難しいところではありま す。

西森委員

考え方がすごく難しいと思っています。成果のところで「30 日以上欠席している全ての不登校児童生徒が、学校内外の関係機関等による相談や支援につながることができている。」とあります。これは恐らく、文科省が言っている、多様な学び方があるから居場所があればいいんだ、元の学校に戻ってこなくたっていいんだといった感じのことで言うと、その時点で一定達成できていることです。これはすごいと思っていて、ある程度の差はあると思いますが、よくこれだけもれなく全員がつながっていると思って拝見しています。ただ、文科省の考えから逆行するかもしれないですが、「学校に戻ってきたよ」という言葉は、やっぱり我々まだ市民感覚でいうとすごくいいことなので、それに向けた、このいろんな取組が新規出現だけではなくて、いきてきているから変わってきているという見方もあるわけです。そこが、既にもう成果として出ているわけですので、「対象取組の現状」のところなどで、こういう成果も出ているというふうに書いて、今回の目標は新規出現者を減らすでもいいのかもしれませんが、目標の中にも、「引き続きこうやって戻ってくる人もいる」ということを入れてもいいと思います。ただ、その成果が、今年度の数字は出すことができない。すごく大事な部分だと思いますが。

松下教育長

令和3年度と比べて令和4年度は1.5倍も戻ってきているので、そういうことを、この現状のところへ入れる。ですが、それを成果目標にすることは、この評価の中ではできないけれど、この現状の中に入れるということはできます。

西森委員

なかなかそれを目標にもしづらいですか。文科省は、行けるところにどこでも行けと言っている ので、学校に戻ってきたことが私はとても良いと思いますが、目標に入れたらまずいのですか。

松下教育長

まずいことはないと思いますが、時期の問題だと思います。

教育研究所長

はい。調査が3月にありますので、12月末の時点でなかなか難しいところがありますが、何らかの形でそういった視点も入れていきたいと思います。

西森委員

ありがとうございます。

松下教育長

それでは、先ほどのGIGAと同じで、持ち回りということ、それから先ほどありましたように、 方向性についてはaで、長期休み不登校への対応についてはよろしいでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】 -----

松下教育長

続きまして、③「学力向上対策」について、事務局からの説明をお願いします。

学校教育課長

「学力向上対策」についての点検・評価を報告いたします。様式1を基に御説明しますが、様式2は、その様式1を少し詳細に記したものになっております。

事業につきましては、これまでもずっと取り組んできております学力向上についての取組です。 目的につきましては、学校の検証改善サイクルの質的な充実を図り、組織的、持続的な取組を推進し、学力課題の解決を一層進めるということになります。現状としまして、やはり全国学力・学習状況調査を成果指標として設定しておりますが、小学校は全国平均以上という水準を維持しておるものの、中学校は全国平均には到達しておらず、開きが見られるといった状況となっております。

事業の内容としまして、取組と言った方がいいかもしれませんが、一つは学力向上推進員、いわゆるスーパーバイザーが訪問を行います。内容につきましては、学校の経営や運営について指導をする、あるいは支援といったもの、そして初任者を中心とする若年教員に対する指導力向上への助言という内容になっております。もう一つは、指導主事等を中心とする継続的な学校訪問と研究指定事業を通した授業づくりの推進と、学校における人材育成の視点での訪問指導ということになります。

達成すべきレベルにつきましては、これまでと同様に、全国学力・学習状況調査において、教科に関する調査での全国平均正答率比が、小学校は105、中学校が100というところになっております。もう一つが、児童生徒質問紙調査による、「自分にはよいところがある」につきまして、肯定的な回答をした児童生徒の割合が、小学校で85パーセント、中学校が75パーセント以上を目指しております。

成果につきましてですが、つい先月発表されました、令和5年度の全国学力・学習状況調査におきまして、まず、教科に関する調査では、全国平均正答率比が小学校は104、中学校が93となりました。こちらにつきましては、小学校でも、国語・算数とも全国平均正答率を上回り、全国平均レベルを維持しております。中学校では、依然として、全国平均を下回っている状況ではありますが、

総じて改善傾向が見られており、特に数学におきましては、過去最高の全国平均との差が縮まりました。

一方,児童生徒質問紙調査の「自分にはよいところがある」におきましても,肯定的回答をした児童生徒が,小学校では82.6パーセント,中学校が79.5パーセントということで,昨年度と比較をしましても,小学校ではプラス4.3ポイント,中学校ではプラス1.1ポイントとなっております。

課題におきましては先ほど申しましたように、小学校では、全国平均を維持してきておりますが、 中学校においてまだ全国平均に到達できていないというところと思います。

今後につきましては、学校の学力課題の解決に向けまして、学校の組織的・自立的な研究体制の構築や人材育成への支援体制の取組、また、義務教育9年間の学習指導の充実を目指していきたいと考えています。具体的には、学力向上推進員によります、学校運営による訪問におきまして、各校の評価・改善サイクルの状況を確認していくとともに、学校教育目標の実現に向けた取組を指導支援していくということになります。

評価の達成度につきまして、「ほぼ目標通りの成果が挙がる見通しである。」ということで、90パーセント以上から110パーセント未満の成果だったと考えますので、達成度はBとしています。方向性につきましては、これまで同様の取組で良いということでaにさせていただいております。報告は以上でございます。

松下教育長

御意見等ありましたらお願いします。

谷委員

三つとも事業の目的から全部がよく協議されて、整理ができていると思いました。学力について も、すごく分かりやすい内容になっていていいと思います。

今回の全国学力・学習状況調査の結果がいい方向にいっているということで、学校の先生方、教育委員会も頑張ったと感じました。あとは、中学校の数学も過去最高になっているということが、すごく嬉しい成果です。今後一層伸ばしていくためには、学校運営による訪問を中心にするということですか。それともう一つは、授業そのものの在り方、英語も課題があるみたいですが、例えば国語と数学をどうやるのか、そのためには例えば教科部会などのてこ入れをするのか、その辺りを教えてください。

学校教育課長

組織的にはやはり学校運営体制というか、そういったものが非常に大事だと考えますので、おっしゃっていただいたように、教科会を定期的に訪問しながら、授業づくりをしっかり行っていくということであったり、GIGAスクール構想の内容とも関連はしますが、例えばデジタルドリルを活用した基礎基本の定着であったり、そういった在り方を検証していくというところが必要になろうかと考えています。

いずれにしましても学校が自立した形で、そういった授業づくりや組織力を高めていくような取組を推進していけるような、これからの考えになっていくと思っております。

谷委員

分かりました。今後の取組のところで、学校運営についてはよく分かりましたが、今課長がおっ しゃったような、授業に係る具体的なことを少し加えるのはどうでしょうか。

松下教育長

スーパーバイザーがやるだけみたいな形になっている,そうではないのだが,せっかくなので, そういうことをやっていると書き加えるということでよろしいでしょうか。

委員一同

【異 議 な し】 -

西森委員

先程の御説明で言われた「自立」という言葉がそのとおりと思いました。御指導いただいてそのあと自分たちでいかして、放っておいても次見に行ったら自分たちもいろいろ計画ができているということが理想だろうと思いました。そういう観点で見たときに、様式2の「対象取組の現状」で成績のことが書かれています。厳しく言えば、まだスーパーバイザーが来た時以外の部分で、自立できているか不安があるというのは、現状本音としてあって、目標としたら数値は当然そうなりますが、これはある意味結果であって、恐らく本当の意味での目標は、この事業に関しては、学校が自立的かつ自発的に何らか継続的なプランを構築できる体制が整っているということだと思います。目標設定として、能力がというよりは、学校で自立して、自分たちが言われたからやるではなく、責任を持って計画を立案していくようにしていきたい、そうやって力をどんどん底上げしていきたい、ということを、目標設定の理由に来るべきことかと感じましたので、様式2にどれぐらい労力を割くかという問題はありますが、今その事業の趣旨が浮かび上がってきません。様式1については読んだらよく分かりました。

それから、達成すべきレベルについて、この指標でいいのかというのが少しありました。今朝読んだ高知新聞で、学校の先生が自分に何とかしてくれるというのが低いというようなことが批判的に書かれていました。私自身、質問紙調査の項目を把握できていませんが、学校が自立していることが分かる指標というか、言われたことをどうこうではなく、学校の先生が僕たち私たちのことを見てくれていますというような、いくつかそういう他の指標で取れるものがあったらいいのではないかとも感じました。

松下教育長

結局,子供が達成すべきレベルというのは,アクティブのところで学力的には小学校が105,中学校は100,もう一つは単に学力の数字だけではなくて学ぶ,知徳体の部分というようなことで,もう一つ要るだろうというところで,この二つを両輪にということでしたが,この事業評価で言うならば,この二つだけでなくてもいいのではないか,もっと指標があるのではないかということですね。

西森委員

はい。学校が自立できるようになったから成績はいいですという言い方は良くないので、成績のことは残すべきですし、「自分にはよいところがある」もいいでしょうけど、何かもう一つ、学校が自立できていることの指標になるものがあればと思います。

松下教育長

この事業の目標を達成したことが分かるような、子供たちからの評価があればということですね。 それが高いか低いかというのは、教育委員会として、気にしていかなくてはいけないということで すね。

西森委員

そういう指標はありますでしょうか。

松下教育長

検討してみましょう。学校が自立して、自分たちで学力向上を高めるために必要な子供たちからの評価、子供たちから受ける評価の項目。アクティブプランの目標はこれでいいですが、点検評価のための達成すべきレベルは、アクティブプランと全く一緒ではなくてもいいと思います。それで、次はアクティブプランもやっぱりこれを入れなくてはいけないという話になってもいいわけです。今あったお話のように、目的に対して評価項目がもう一つぐらいあった方が、多角的に見えると思いました。

学校教育課長

今おっしゃっていただいたところで、学力向上アクティブプランが第2期の取組、令和6年度までとなっていますので、見直しの時期にもなってはきます。そういったことも含めて、達成すべきレベルの指標を考えることができたらと思いますので、検討していきます。

松下教育長

ほかにありましたらお願いします。

森田委員

様式2の課題の中で、「授業の内容が分かりますか」に対する回答が、小学校から中学校になっていくにつれて落ちています。また、「授業時間以外に、普段どのぐらいの時間勉強しますか」に対して、「全くしない」という回答が小学校より中学校の方が多くなっています。こんなに勉強しているのに分からないではなくて、勉強しないから分からなくて、分からないから勉強しないという、その中でハードルが難しくなってくればくるほど分からないというようになってくるなら、小さなハードルでもいいので「今日はこれができた」とか、少しでも何か、例えばこのデジタルドリルでもいいですが、達成したという、子供たちが評価したときに「今週はあれをやった」というものを組み入れてもらいたいと思います。私もそうですが、やっぱりやらなかったらどんどん分からなくなるのは当然だと思うので、ハードルを低くして、勉強するときに面白かったと感じて次に行けます。ですので、その第一歩をGIGAスクールと連携してできないかと思いました。

学校教育課長

課題のところにも少し出ていますが、下位層の割合が多いということで、例えば 15 問あったとして、正答率は 5 問以下という子供たちが全国の割合と比べて多いことも見られています。そういった子供たちの対象ということも成果指標に入れてはいないですが、課題としては把握しております。そういったところの子供たちがやはり結果を出していくというところが、最終的に学力向上にもつながっていくだろうということで、総くくりでの全国比 100 と 105 というところでありますが、おっしゃっていただいたように、個別に子供たちが達成できない状況というのも、もしかしたら、そういった伸びの差が広がっていくとは思いますので、そこも成果指標に入れるかどうかは別として、取組の中にあってもいいのではないかと考えました。検証の一つとして考えてきたいと思います。

森田委員

先生がどういうふうに授業なさるかというのも、この中に全部入っていますが、以前個人的に見たことがあるのですが、ちゃんとマルをしてくれる先生と、間違ったところだけバツを書く先生がいることを知りました。細かいことですが、間違ったところだけをバツをするということに疑問を感じました。どういう授業をするのか、分かりやすい授業をするのかということと、よくできたというようなフィードバックが一つでもあれば違うのではないかと思いました。

学校教育課長

言っていただいた件につきましても、授業づくりの手法の一つにも関わってくると思いますので、 訪問指導の際にそういった助言をして、合わせるべきと思っています。

野並委員

見直しの真ん中にある『ICTを最大限活用しながら誰一人取り残すことなく「個別最適な学び」 ~ 』と書かれていますが、いい文章だと思います。ただ、具体的にこの部分を遂行していく必要があると思いました。例えば、eラーニングなどのICTの場合は繰り返しすることができますが、対人だとなかなかその繰り返しには付き合ってくれません。

良い文章だと感じましたし、是非やっていただけたらと思います。

松下教育長

それでは、検討ということでよろしいでしょうか。

学校教育課長

デジタルドリルの効果的な活用方法というのは、GIGAスクールとも連携していきますので、 そちらにおいても併せて考えていければと思います。また、授業の中だけではなく、先ほどもあり ました、家庭学習でのAIドリルの活用も必要になってくると思いますので、そういったことも構 成の中に含めていきたいと思います。

西森委員

今お答えいただいたところでもありますが、最初のGIGAスクールで、中学校・義務教育学校 後期の持ち帰りは約53パーセントということになっています。小学校低学年については先ほど議 論しましたが、中学校は持ち帰らせてもいい気がしてきました。例えば、AIドリルで問題を解いてみて、1問2問はできても残りが全然駄目というときに、AIが「あなたは分数を分かっていないですね」というような、できていないところを見つけて、戻してくれるところまで期待できますか。もしそこまでの機能が備わっていると、逆にそこからつまずいているお子さんたちは、勉強しなさいと言われても、何から手をつけていいか分からないから、やりようがないと思います。私も、いろんな分野のプログラムや英会話を勉強したところで、どこから手をつけていいか分からないからどうしようもないわけです。ですから、もしそこまでGIGAスクールで期待ができるのなら、逆に中学生にそういう機会をどんどん与えたらいいということだと思います。そこまでいけるものですか。

学校教育課長

繰り返し巻き返しの部分を含めて、実は今、検証として、実証授業がモデル校を中心に進められております。その成果は、これから検証した中で、次に向けての推進になるのではないかと考えております。自主的なそういったデータドリルは開発されておるようですので、そういったドリルの使い方も含めて考えていきたいと思っております。

学校教育課教育企画監

今年度、本市が採用しているAIドリルにつきましては、おっしゃったように、AIがその子の 状況を適切に判断し、次の問題というふうにいたしますし、その子が計画的に時間を決めて問題を 解いたり、自分で個別最適化をできるような仕組みになっています。

この6月から7月にかけて、小中学校で500人ぐらいに協力していただき、どれだけ伸びがあるのかを検証してもらいましたが、毎日やっている学校ほど有意な伸びが見られました。特に、中学校でも効果を発揮するのではないかと思っております。

西森委員

希望のあるお話ですね。森田先生が言われましたが、感動すると思います。中学校で数学が分からなかった子が、少数分数にいって過分数と帯分数とはこういう違いがあったのかというようなことで少数のつながりが分かったとか、別の瞬間にもしかしたら道が見えるわけです。それはすごい達成体験になると思います。そうなってくると、先ほどの1番に戻りますが、GIGAスクール構想をどんどん進めていただいて、タブレットの持ち帰りの効用を先生たちによく分かっていただかなくてはいけないところでしょうか。

先生たちのやりがいをどこに見いだすか。AIでやって成績が伸びても、先生からすると、自分がどんなに工夫しても理解させることができなかったとか、そもそもそこに問題があるということを、ベテランの先生は傷つくと思いますが、自分ではなかなかできなかったのに、AIにやらせたらできるようになった。そこで、先生方が生身で教えることの意味というか、そこで何を教えるのかということをもう1回見直さなければいけない時期が来るかもしれません。

森田委員

生身で励ましてくれることとかでしょうか。

西森委員

それこそ手書きでマルを付けてくれることもです。

谷委員

マルというのはすごく大事です。マルをするという、認めてあげるということが、機械も認めて くれるかもしれませんが、先生が認めてくれるというのは、子供にとってものすごく重要です。

松下教育長

ありがとうございます。

方向性については、先ほどと同じようにaに直した形で提案させてもらうということでした。それから、いくつかこの点検・評価総括表に入れるものと、今後のことについて御意見をいただいて、いかしていきたいというのもあったと思います。学力も含め、三つのことについて変更した後、持ち回りをさせていただくという形でよろしいでしょうか。

委員一同

--- 【異 議 な し】 -----

松下教育長

それでは、学力の向上についても、今日のところは認めていただいて、この評価、達成度は全て B、方向性については、三つともaということで、これを教育委員会としての自己評価にさせていただきます。また、文言については、加えたり、表現を変えたりしたものを持ち回りさせていただき、それを評価委員の方に示して、外部評価をいただくという形でよろしいでしょうか。

委員一同

- 【異 議 な し】 -----

松下教育長

それでは、事務局は本日出された意見を基に修正をお願いします。

次に,「令和6年度使用高等学校用教科書採択に係る資料について」,事務局からの説明をお願い します。

学校教育課長

報告資料の8ページになります。前回8月の定例委員会にて御提案しました、高等学校の使用教 科書についての教科書一覧に少し修正をということで御意見いただきましたので、資料に修正をし ております。資料の左側に「No. 1」から順にございまして、その隣に「変更(訂正前)」という欄 がございます。こちらが前回の教育委員会でお示ししました部分です。今回、修正をし、報告させ ていただくのが、その次の「変更」という欄になります。こちらにつきましては、表の上にありま す米印、丸印以外で、三角と黒丸を追記し、こちらの内容に改めたものでございます。具体的に申 しますと、3番の国語表現は三角となりまして、令和5年度に他学年・他学科で使用されているも のということなので、もうすでに採択をされているものということで、3年生が使うということを お示ししております。以下、5番が同じく三角で3年生、次のページにいきまして、9ページの8 番が三角の3年生,9番は,1,2年生は歴史総合の教科書が変わりますが,3年生は新規でそれ を使用するという表記で米印になります。11番が三角の3年生、次のページにいきまして、17番 が三角の3年生、11ページに移りまして、30番の1、2年生が教科書の変更となりますが、3年 生は同じ教科書で、内容が旧課程から新課程に変わるということで黒丸となります。次に、12ペー ジの 34 番が黒丸になります。そして,13 ページの 44 番が, 1 年生の白丸と 3 年生の米印が,48 番が3年生の三角、14ページが、2年生のライセンスコースと3年生の全科で三角、15ページの 61番は黒丸という表記になります。また、16ページにおきましても、1番が三角、2番が黒丸、 5番の三角という修正を行いましたので御報告いたします。

以上でございます。

松下教育長

15ページまでは全日制で、16ページからは定時制ということですね。

学校教育課長

はい。

西森委員

こちらは前回、承認をしたものになりますね。

松下教育長

はい。承認をしていただいていたものですが、前回、表現が分かりにくかったので、資料を整えて、今日報告をさせていただいきました。

西森委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

次に、「令和5年9月市議会個人質問概要について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

お手元にお配りしております「令和5年9月市議会 個人質問 概要(教育委員会関係)」と書かれた資料を御覧ください。

9月市議会定例会において、9月11日から15日までの期間で行われました個人質問につきまして、教育委員会に関する質問の概要を御報告いたします。教育委員会関係では、質問議員18人中13人の議員から、全部で48問の質問がありました。多かった質問といたしましては、「いじめ」「教員不足」に関してそれぞれ7問、「朝倉夜間中学」「学校のプール」に関してそれぞれ6問、その他に「香害」に関して4問、「生理休暇」に関する質問が3問、などがございました。詳細につきましては、資料の方を御覧いただければと思います。

報告は,以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

この朝倉夜間中学校の位置付けですが、どのようにお答えしましたか。例えば2-⑤の「朝倉夜間中学校と教育研究所朝倉教室の立ち位置及び根拠を明確にするというよりは、本来の趣旨、高知市教育研究所朝倉教室として明確に位置付けるべきと考えますが」とあります。

松下教育長

夜間中学校イコール教育研究所朝倉教室ではありません。その関係を示す文書がないので、それを明確にする文書をこれから作ります。今まで、市教委が朝倉夜間中学校にお金を支出したことはありません。朝倉夜間教室はあくまでも民間の団体です。市教委がお金を出したり、支援員を2人派遣していますが、そのお金はあくまでも適応指導教室の朝倉教室に出しているものです。朝倉夜間中学校にも来ている学齢期の子供に出しているものです。ですので、そこは二つの顔を持っている形になっています。この御質問の趣旨は専門学校の運営に対して、この朝倉夜間中学校の代表者の方が御意見を言われ、その言葉が非常に良くなかったということで、教育委員会としてどう思うのかということから始まりました。質問としては、そのことを答えるために、夜間中学校と朝倉適応指導教室の関係はどうなのか。朝倉夜間中学校がこうであるならば、教育委員会がその発言に対してきちんと指導すべきではないかというところから始まっていますが、この位置関係はどうなのかということの質問になり、それから、平成25年か26年あたりに、同じ議員さんが聞いていました。その時の教育長答弁が矛盾しているとのことだったので、矛盾はしていないですと説明をさせていただきました。関係性を示す文書がない中でこれまでやってきましたが、文書を作るべきだと思うので、その準備をしていますと答弁させていただきました。

谷委員

分かりました。その文書ができたら、また教えてください。

松下教育長

はい。

森田委員

44番の学校での生理休暇の導入について、「2021年にアンケート調査を行った結果、」となっていますが、これは議員の方が行った調査なのか、国が行った調査なのか、どういうふうにおっしゃったのかということを一つ教えてください。

それから、休むのを我慢した理由についての結果として、「成績や内申点に悪影響が出ると思った」とありますが、どのように扱われていたのか、本当にそうなのか気になりました。このような実態をどう思われるかお伺いしますとのことだったので、どうお答えになられたのかお聞きしたいです。そういう身体状況になったときに、その女子が気楽に保健室に相談できるように、「行っていいんだよ」とか、日常生活でちょっと気をつけることとか、従来の女子も病院に行ったりして話をしてから来ているとか、そういう教育も必要と思いました。

学校教育課長

アンケートにつきましては、全国若者会議というもので、高知市に限ったものではないそうです。 そこで回答があった人数につきましては、正確に把握しておりませんが300人ぐらいという情報で した。その中で、内申点が下がったという回答もあったようですが、高知市の学校に確認したとこ ろ、そういった状況はないということでした。そのようなことについては、高知市はありませんと お答えしております。それから、内容について、相談できる状況、あるいは、対面での聞き取りか ら把握した状況によって相談を受けたり、またその病院を受診するといったことも進めてきており ますので、そういう内容については保健室を中心に対応しているということでお答えしております。

森田委員

言えない社会にしていかないといいますか、学校で自然にそういうことが言えるような、保健室 の先生などに気軽に言えるような環境が必要と思います。

松下教育長

香りの害について質問された議員さんにも同じことを答えましたが、やっぱり学校というのは、身体的なことや感情的なことをきちんと知るための手段を持ってないといけない。システムによって、紙に書くとか、紙の中に項を設けて、「私は香りの害が厳しい」と言うのではなく、こんなことで困っているとか、こんなことがしんどいということを聞き取ったり、感じたりすることが大事だと思いますし、高知市立の学校ではそれをやっているということを伝えさせていただきました。一つ一つの項目について、これについてどうですかと言われるよりも、学校としてはそういうふうに学校全体で取り組むことが必要ですし、やっていますという答弁をさせていただきました。

野並委員

1番2番の質問の「カスタマー・ハラスメント」について、学校現場では、モンスターペアレントのことをそう呼ぶということですか。

松下教育長

1番は、保護者との対応、保護者から御指摘を受けたときに、厳しいのではないかという御質問で、2番は、学校の中で、例えば管理職から教員がパワハラを受けたときにはどのような報告、相談体制になっているかというようなことでした。

学校教育課長

補足です。カスタマー・ハラスメントという項に入ってはいますが、ほかにいろんな状況でのカスタマー・ハラスメントの御質問をされた中で、教育現場での保護者の方の理不尽なクレームというような内容でした。ただ、最初から理不尽なクレームというふうに捉えてはいなくて、相談をしながら対応していく中で、そういった方向に発展していくこともあるという認識から、学校としてもしっかりやっていきますというのが保護者への対応でございます。それから、教員の中につきましては、そういった教員同士の会話でハラスメントがあった場合は、報告をして、こういう流れがあるということを御説明させていただきます。そういう内容の御質問でございました。

野並委員

ありがとうございました。

松下教育長

よろしいでしょうか。

それでは、日程第2 市教委第35号「令和5年10月1日付け事務局等職員の人事異動について」 を議題とします。この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

 【晃	議	10	1.1	
天	时发	'		

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

松下教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時50分

署名		
教育長		
3番委員		